

京都生活協同組合 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、以下の行動計画を策定します。

(1) 計画期間

2025年3月21日から2030年3月20日までの5年間とします。

(2) 内容（目標と対策・実施時期）

目標① 対象となる男性職員の70%以上が、育児休業（産後パパ育休を含む）を取得することを目指します。また「妻分娩時の特別休」を合わせて、100%取得を目指します。

《対策》

- 年度ごとに、職員広報紙「こーあっぷ」に特集記事を組むなどして、男性職員の育児休業の取得を促します。
- 手引パンフレット「仕事と育児の両立のために」を活用し、働きかけをおこないます。

目標② 夏休み期間を利用して「子ども参観日」を実施し、職場での子育てへの理解や親子の相互理解を深めていく場とします。

《対策》

- 年度ごとに、多くの職場で参加してもらうように、チラシやポスターで呼びかけをおこないます。

以上